

(権利と義務)

第6条

1. 会員は本クラブの行事、事業に参加することができる。
2. 会員は総会において意見を述べ、議決権を行使できる。
3. 会員は本クラブの目的を尊重し、事業に協力しなければならない。
4. 会員は定められた会費を納入しなければならない。

(入退会)

第7条

1. 会員になろうとするときは、所定の手続きを得て理事会の承認を得なければならない。
2. 退会しようとするときは、未納の会費を納入し退会届けを提出しなければならない。

(除名)

第8条 会員が本クラブの名誉を傷つけたとき、又は目的に反する行為があったときは、理事会の議決を得て除名することができる。

第3章 役員

(役員)

第9条

1. 本クラブに次の役員を置く。

会長	1名
副会長	2名
監事	2名
理事	30名以上37名以内、そのうち常任理事7名(部会長)以内会計理事1名、 (第10条3の理事を含む)
2. 会長は会務を処理するため、理事の内から理事会の議決を得て、事務局長を指名することができる。
3. 会長は、理事会の推薦により名誉会長、顧問及び相談役を委嘱することができる。

(役員を選任)

第10条

1. 理事、監事は別に定めた役員候補選出要項により候補者を選出し、総会で選任する。
2. 会長、副会長、会計理事は理事の互選により総会で選任する。
3. 会長は事業(第3条)推進のため理事を指名することができる、ただし3名以内とし、理事会の議決を必要とする。
4. 不測の事態により役員の欠員が生じたときは、理事会の議決により補充することができる。